

また、町村の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現したい。

1、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2、特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者（代替地提供者を含む）に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4、「第5次国土調査事業十箇年計画」を計画的かつ着実に推進するとともに、同計画の計画期間終了後も国土調査事業を計画的かつ円滑に実施できるよう措置すること。

22、災害対策の推進

台風等による集中豪雨、頻発する地震等の災害に対し、災害復旧と住民生活の安全を確保するため、災害対策を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制を強化し、災害予防・応急・復旧対策を確立すること。

また、地震災害に関する資料の収集等を推進するとともに、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材を育成すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフライン及び基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を強化すること。

(3) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(4) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水を確保するとともに、食料の備蓄及び炊き出しのための資材を整備すること。

また、緊急時における仮設トイレの設置など、保健衛生面についての整備並びに災害そのものや避難所生活において受ける精神的ストレスに対するメンタルヘルスケアについての体制を整備すること。

(5) 自主防災組織の強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度を確立するなど、適切な措置を講じること。

また、防災等ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(6) 近年の災害の多様化を踏まえ、防災対策を総合的に充実強化するため、防災基本計画の必要な見直しを行うとともに、町村が地域防災計画を見直す際は適切な措置を講じること。

(7) 災害時に避難場所となる施設等の整備に対する財政措置を拡大すること。

(8) 地震、噴火、豪雨、高波等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進すること。

2、地震予知体制の確立

21 世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本 社：新 潟 市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

(1) 東海地震及び東南海・南海地震等の大規模地震に対し、観測体制を強化することにも、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、津波対策を充実するとともに、携帯電話等の移動通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

(2) 地震予知については、地震の被害を軽減するためにも重要なので、精度を高めるための調査研究を推進すること。

3、非常時における情報通信システムの整備を推進すること。

4、次期「社会資本整備重点計画」を策定し、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。

また、治山治水事業を推進するとともに、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

5、災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備など応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」の適用基準のさらなる緩和をはかることも、「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置

を講じること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。

6、観光産業や伝統工芸等の地場産業を復興し、地域経済を早期に回復させるため、社会インフラの早期復旧及び風評被害の防止に努めるなど、万全の支援措置を講じること。

7、改良復旧方式を積極的に採用することにも、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により、再度災害防止対策を推進すること。

8、町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、防災対策事業債の所要額を確保すること。

23、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかることも、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現させたい。

1、消防防災設備の整備

消防防災設備については、適切な措置を講じること。

2、大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。

(2) 防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については、適切な措置を講じること。

(3) 林野火災に対する総合的対策を推進するため適切な措置を講じること。

3、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4、消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。

(2) 団員の確保をはかるため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

24、暴力の根絶と安全・安心まちづくりの充実強化

銃器を使用した凶悪事件等が相次いで発生している現状に鑑み、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪などのあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は、次の事項について実現させたい。

1、銃器対策を強化すること。

2、行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

3、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安

全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

25、戸籍制度等の見直し

近年住民の流動が激しく、戸籍事務について、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。

また、外国人においては、外国人登録事務について、町村が在留外国人の所在情報を迅速かつ正確に把握することが難しいことや、外国人登録の情報に基づき外国人に行政サービスを提供するに当たり支障が生じていること等が課題となっている。

よって国は次の事項を実現させたい。

1、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

2、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な措置を講じること。

3、国において検討している現行制度に代わる外国人台帳制度については、町村の事務負担を軽減しつつ、在留外国人の正確な情報を把握できるよう構築すること。

また、新制度への移行に伴う経費および運営費については町村に負担がないようにすることにも、十分な準備期間を設けること。

26、公職選挙制度の改善

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を

はかること。

27 地域交通対策の推進

町村は原油価格が高騰する中、地方バス路線、離島航路及び空路等、真に必要な不可欠な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の維持・整備をはかることが重要な課題となっている。

よって、国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通の活性化・再生の取り組みについて、適切な措置を講じるとともに、次の事項を実現されたい。

1、広域的、幹線的な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、生活交通確保のための財源についても十分な措置を講じること。

また、地域協議会等における協議結果については最大限尊重すること。

2、離島航路は極めて重要な交通機関であるので、安全の確保をはかるとともに、その維持について適切な措置を講じること。

また、離島空路は離島振興に不可欠な交通機関であるので、「離島空路整備法」(仮称)の制定など維持・安定化をはかること。

3、座礁船の船体撤去については本来原因者(船主等)負担とされ、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担し撤去する場合について補助制度等が設けられているが、その実施主体及び費用負担のあり方について改めて検討し、国の責任において必要な措置を講じること。

4、第3セクター鉄道等の健全な運営を確

保するため、適切な措置を講じること。

5、駅及び公共交通機関等のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、適切な措置を講じること。

28 エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、地球温暖化をはじめとする地球環境問題さらには原油価格の高騰を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、新エネルギーの開発・導入の推進

エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に、廃棄物発電や1、000kw以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務量を拡大すること。

2、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指

導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て推進すること。

3、環境影響評価の推進

道路、ダム等の大規模事業を対象に、検討段階から複数案での環境面の比較評価を行い事業計画に反映させる「戦略的環境アセスメント」について、発電所を対象事業とすること。

4、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・学・官の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融・税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

5、石油の価格安定及び安定供給対策の推進

石油の価格安定対策を強力に推進するとともに、安定供給の確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

6、電源立地地域対策交付金制度の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

29 新たな過疎対策法の制定

1、現状と課題

過疎地域の振興対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、特に若年層の流出少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど従前にもまして厳しい状況にある。

特に、農林水産業の担い手不足、公共事業の減少などによる地域の基幹産業の活力の低下、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止などによる生活交通問題、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など新たな問題が発生し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど地域の活力低下が続き地域生活を維持することが困難な地域が拡大しつつある。

このような状況が進行すると、地域社会の崩壊ばかりでなく、ひいては国の崩壊にもつながりかねない。

2、過疎地域の役割

過疎地域は、森林・農地が大半を占めており、食料生産のほか水源のかん養・水質浄化機能を有し、農業用水・生活用水・工業用水の供給、洪水・土砂災害の防止、水力発電によるエネルギーの供給などを担い、都市部の生活や産業活動を長期にわたって支えてきた。

一方、近年、世界的な人口の急激な増加や異常気象などにより、食料の安定的な輸入やその安全性の確保が厳しい見通しであり、国内食料自給率の向上を図るうえで、過疎地域の重要性はますます高まっている。

また、高度経済成長以降の経済効率優先の社会は、大量生産・大量消費をもたらし、今や人類の生存をおびやかす大気汚染や地球温暖化などの環境問題を引き起こしていることから、森林の持つ地球温暖化の防止や自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心、期待は大きなものとなっている。

加えて、過疎地域は、都市部で失われつつある自然・歴史・文化・伝統と豊かで温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、都市に住む人々の生活に潤いと癒しをもたらしているなど非常に大切な多面的な機能も担っている。

このように、我が国の国土を支え、私たちの生存を支えている過疎地域の持つ多面的な価値が、もし損なわれることになれば、それは過疎地域の危機だけでなく都市部を含む日本全体の危機を招くことになりかねない。

したがって、この多面的な価値を、かけがえない「国民共通の財産」として、これを守り、支えているそれぞれの地域が多様性と個性を持って発展することが、未来の日本を考えるうえで国家的課題であるとの認識に立つべきであり、新たな過疎対策は、長期的な視点で継続して取り組むことが必要である。

3、新たな過疎対策の方向性

過疎地域の果たす公益的・多面的機能は人が住み、地域が持続的に発展することにより発揮されるものであることから、国全体で保全していくとともに未来の世代に引き継ぐ必要がある。

このため、新たな過疎対策は、主として次の事項について、地域の特性に応じた施策の積極的・重点的な展開を図るべきである。

- (1) 食料自給率の向上や安全性の確保 集落の活性化のため、過疎地域における基幹産業としての農林水産業の再生、振興が極めて重要であることから、その経営環境の抜本的な充実強化、次代を担う意欲ある後継者、担い手の育成・確保
- (2) 地球温暖化の防止は国際的な課題であることから、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等の推進、木材需要の増加や間伐事業に係る森林所有者の負担軽減、バイオマスエネルギー活用システムの構築
- (3) 人口減少、少子・高齢化に伴う集落機能の低下に対応するため、NPOや都市住民など多様な主体との連携・協働による新たな地域運営の仕組みの構築
- (4) 医師不足により診療機能が低下している過疎地域の診療体制を確保するための、医師派遣システムの構築、診療支援ネットワークの整備、小児・周産期医療、救急医療等体制の充実
- (5) 高齢者等の交通手段を確保するための、デマンドバスや過疎地有償輸送など地域の実情に応じた新たな交通システムの導入、島民の生活・産業を支えている離島航

路及び離島空路の維持・整備

- (6) 情報通信格差の是正を図るための、地上デジタル放送の難視聴地域の解消、ブロードバンド・アクセス環境の整備、携帯電話不感地域の解消
- (7) 安定的な雇用機会の確保を可能とする、地域の資源を活かした産業の創出及び企業進出・起業にかかる助成措置の拡充強化

- (8) 地域特有の伝統・文化や豊かな自然環境を活かした地域間交流の推進、都市部との交流居住・若者等の定住を促進するための住宅整備等の支援事業の充実強化、教育水準の確保
- (9) 各地域が必要とするハード事業に重点が置かれてきたこれまでの過疎対策について、今後は、広域的な視点に立つた社会基盤の整備や、人材育成、雇用創出、既存施設の有効活用、維持・更新などにかかるソフト面の対策の充実強化

- (10) 過疎地域が多面的な価値を守り、その持ち味が発揮できるよう、これまでの過疎債等の財政支援に加えて新たな自立支援の仕組みの構築
- (11) 社会情勢の変化に伴い、新たな法律制定に向け課題となる「地域指定要件」について、現行過疎指定町村の実情を踏まえた幅広い検討と特段の配慮

こうした、新たな過疎対策の方向性を踏まえ、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降においても、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法を制定すること。

30 過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、過疎地域自立促進計画を作成し自立促進のための施策を推進している。しかしながら、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退による地域間格差の拡大や医師不足、耕作放棄地や荒廃林地の増加など、従前にも増して深刻な状況に直面しているところである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、財政基盤の充実強化

財政力の弱い過疎地域にとって、過疎債の持つ意味と地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能は極めて重要であることから、過疎債の所要額の確保及び地方交付税の両機能の一体堅持をすること。

2、医師等の確保対策の推進

過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び医療従事者の確保等を積極的にはかり、引き続きへき地に対する各種施策を推進すること。

3、森林整備のための税財源制度の創設

過疎地域が、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に果たす多面的な機能を積極的に評価し、これを維持・保全するための総合的な施策を推進すること。

特に、山村地域は森林による二酸化炭素吸収源やバイオマス資源の供給源として重要な機能を担っており、山村地域の市町村が、地球温暖化防止等の公益的機能を十分に発揮する健全な森林を整備していくため、次により、新たな市町村税財源制度の創設をはかること。

ア、森林の公益的機能の持続的な発揮
そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、二酸化炭素排出源等を課税対象とする新たな税財源として全国森林環境税を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

イ、環境税等を導入する場合は、環境施策において町村が果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、特に、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度を創設すること。

4、郵政機能の維持・充実

過疎地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、住民がこれまでどおり、郵便事業のサービスを享受できるように、郵政機能を維持・充実すること。

5、教育水準の維持

過疎地域における義務教育職員の配置基準を緩和すること。

6、集落対策と交流・定住の推進

維持継続が困難な状況にある集落に対する町村の集落対策の取組に対して積極的に支援措置を講じること。

また、地域間交流、定住対策を推進するとともに、伝統文化等の継承・発展をはかるため、人材の育成、確保を支援すること。

31、山村等地域振興対策の推進

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、

文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、就業機会が少なく所得水準も低い状況にある。今後、山村の再生をはかり国土の均衡ある発展と安全、安心な国土の形成をはかるため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現させたい。

1、国土形成計画（全国計画）の推進に当たっては、人口減少、高齢化その他条件の厳しい山村地域における施策展開について十分に配慮すること。

また、広域地方計画を策定する際は、山村地域を抱える町村の意向を反映させること。

2、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質・バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保することともに、中高年齢者の雇用を促進するため、適切な措置を講じること。

また、山村における農林業の後継者対策を強力に推進すること。

3、山村再生に向けた戦略的な取組みの強化

山村コミュニティの維持再生をはかるため、地域資源の発掘や新たな産業の創出等に向けた、町村や地域住民、企業、NPO等が取り組むビジネスモデルの構築やネッ

トワークの形成、地域リーダーなどの人材育成等に対する戦略的な取組みを強化すること。

4、生活環境基盤の整備

(1) 町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかるため、適切な措置を講じること。

(2) 情報通信技術（ICT）の進展に対応し、情報格差の是正をはかるため、通信事業者と連携して山村地域における光ファイバー網の整備を進めるとともに、携帯電話の利用地域の拡大が可能となる移動通信利用鉄塔施設の整備を強力に推進すること。

また、地上デジタル放送の完全移行に向け、国民の理解を得るための徹底した広報・啓発、難視聴地域解消のための地共聴施設の整備等を進めるとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じないよう補助制度の充実等適切な措置を講じること。

5、鳥獣被害防止対策の着実な推進

野生鳥獣による被害が山村地域の農林漁業や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が対策に主体的に取り組むことができるよう、捕獲業務従事者等の確保や関連経費等について引き続き必要な財政措置を講じることともに、鳥獣対策の技術開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

また、広葉樹林の植栽や里山の整備など

野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進すること。

6、山村地域の実態に即した財源確保対策
山村地域に対して公共投資の重点配分を行うとともに、「森林・林業振興対策」、「農山村地域活性化対策」及び「国土保全対策」の充実等適切な措置を講じること。

32、豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現させたい。
1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。

2、地方交付税における寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対し、適切な措置を講じること。

3、次期「社会資本整備重点計画」及び「積雪寒冷特別地域道路確保五箇年計画」の策定により、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

また、雪寒道路の指定を拡大し、除雪防雪及び凍雪害防止対策や除雪機械整備を推進するとともに、生活路線の道路交通確保のため、小型除雪機械の整備を推進すること。

さらに、市町村道の除雪経費の安定的確保のための支援制度を創設すること。

なお、消流雪用水源を確保（河川表流水

の利用など）するとともに、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

4、公立学校及び公営住宅、消防防災施設等の整備を推進するとともに、医療・教育等の行政サービスの向上と定住促進に資する、高度な地域情報通信基盤の整備を推進する等適切な措置を講じること。

5、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、適切な措置を講じること。

6、除雪機械等の格納庫の整備を推進するとともに、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪に対し、適切な措置を講じること。

7、豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業を推進すること。

8、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

33、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、半島振興法に基づき策定された全国23

半島地域の半島振興計画に基づく施策がそれぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたつて各種事業にかかる支援施策を講じること。

2、半島地域の町村にとっては地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係数等の改善や財政需要の算定を行うこと。

3、次期「社会資本整備重点計画」の策定と着実な計画の実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路等の整備を推進し、国庫補助率の特例措置を継続すること。

また、立ち遅れている半島地域の道路整備の現状に鑑み、道路整備のために必要不可欠な財源の確保をはかるとこと。

4、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等交通基盤の整備を推進し、適切な措置を講じること。

5、情報格差を是正するため、光ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移動通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と連携して推進すること。

6、地上デジタル放送への完全移行に向け、国民の理解を得るための徹底した広報・啓発、難視聴地域解消のための辺地共聴施設の整備等を進めるとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充

実等適切な措置を講じること。

7、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるとこと。

また、野生鳥獣対策については、新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、町村が対策に主体的に取り組むことができるよう引き続き必要な財政措置を講じること。

8、観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、半島地域の市町村が地域の特性を活かし、観光施策が着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

9、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進し、適切な措置を講じること。

10、半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

11、半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等各種生活環境施設を優先的に整備すること。

12、少子・高齢社会に対応した福祉、保健医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確保すること。

13、半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調と

する諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

14、半島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通や情報途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

15、半島地域において、外国等からの漂流・漂着ゴミの処理について、関係省庁が一体となって、総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

16、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

17、「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

34、離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。

こうした状況を改善するとともに、海洋基本法に規定された「離島の保全等」の趣旨を踏まえ、離島の自立的発展の促進や島民の生活の安定及び福祉の向上をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2、離島相互間の格差是正をはかるため小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

3、町村合併により増加した一部離島の振興対策について、地域格差が生じないよう振興対策を総合的に講じること。

4、離島道路の整備を促進し、離島間等の架橋事業を推進すること。

5、離島航路を充実、維持し、離島航路の安全の確保と船舶の大型化、高速化、バリアフリー化の推進のため、適切な措置を講じること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

6、離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び海外離島における補完港の整備等を推進すること。

7、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となつていたので、「離島航空整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

8、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

9、離島における漁港施設の整備を推進することともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

10、離島地域においては、生活基盤の整備が大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

11、離島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通や情報伝達の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

12、離島における水不足の解消対策を推進することともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、適切な措置を講じること。

13、離島のカソリン、灯油類等の燃料価格の格差是正対策を早急に講じることともに、原油の高騰は、運賃の値上など住民生活に多大な影響を与え、各種産業にも大きな打撃をあたえているので、離島航路補助金の加算措置の拡充や石油製品輸送に係る補助制度を創設するなど特別な措置を講じること。

14、離島地域において、外国等からの漂流・漂着ゴミの処理を、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立することともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

15、情報格差を是正するため、光ファイバー網、移動通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移動通信の地域間格差を是正するため移動通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と連携して推進すること。

16、地上デジタル放送への完全移行に向け、国民の理解を得るための徹底した広報・啓発、難視聴地域解消のための辺地共聴施設の整備等を進めるとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実等適切な措置を講じること。

17、勤務医師、医療従事者の確保を積極的にはかり、病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講じること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

18、離島における地域コミュニティの活性化や地域間交流をはかり、都市からの移住及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育、文化等関係施設の整備を推進することともに、人材育成・確保について適切な措置を講じること。

19、離島地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、住民がこれまでどおり、郵便事業のサービスを楽しむことができるよう、郵政機能を維持・充実すること。

20、観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、離島の

特性をいかし、観光施策が着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

35、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よつて、国は観光立国の実現に向け、観光行政の強化をはかるとともに、次の事項を実現されたい。

1、観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、観光地所在町村が地域の特性を活かし、観光施策が着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

2、税財源の充実・強化

(1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつていことから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(2) 観光所在町村にとつては、地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

また、地方交付税の算定にあたっては、観光町村の実態に即した、単位費用や補正係数の引き上げをはかること。特に消防費、下水道費の補正要素として観光客数を加味したものをを用いるなど、充実強化をはかること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要

な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

3、観光基盤の整備促進等

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため適切な措置を講じること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かである恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備し、適切な措置を講じること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(5) 空きカン、空きビン等の散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、適切な財政措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

(7) 宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力を強化すること。

また、大震災等の災害に備え、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

4、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍増政策に基づくビジット・ジャパ

ン・キャンペーンを充実し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信するとともに、国際会議等の開催・誘致を推進し、観光地所在町村の国際化と活性化をはかること。

また、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援する等により、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

5、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備し、観光地におけるバリアフリー化を推進すること。

6、連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。

7、景観法に基づき、町村が、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現をはかるよう支援すること。

特に、観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線類地中化事業に対する適切な措置を講じること。

36、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

1、水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定

ダムの全てに第9条の特例を適用することにも、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(5) 水源地域の活性化をはかることともに、上下流の連携を推進すること。

2、水資源開発の推進

(1) 「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道等の整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備など水源林対策の拡充をはかることともに、放置山林に対する対

策を強化すること。

37、非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山の休閑山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興対策等を拡充強化すること。

3、休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

38、地域改善対策の推進

同和問題は基本的な人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発してい

「全国森林環境税」創設を要望

全国森林環境税創設促進連盟・議員連盟役員が麻生総理に

全国森林環境税創設促進連盟(会長・岩田一郎 島根県奥出雲町長 及び同議員連盟会長・板垣一徳 新潟県村上市議会議員)の会長はじめ役員は、11月26日、首相官邸内で、自由民主党の岩永林政調査会長、宮腰農林部会長が同



△麻生総理(中央)、岩永自民党林政調査会長(左)、宮腰自民党農林部会長



△麻生総理に要望する岩田会長(右から2人目)

席の下、麻生内閣総理大臣と面談し、「全国森林環境税」の創設を要望した。岩田会長はこの中で、全国森林環境税(国税)を創設し、その税収を森林・林業・山村対策に取り組む市町村に配分する仕組みの構築を求めるとともに、市町村が森林整備費の山林所有者負担(30%)への拠出や若者の働き場の確保と森林従事者の所得の保障、国産材・間伐材の利用促進、木質バイオマス事業等の取り組みを行うことより、間伐等森林整備や林業後継者の確保につながる定住対策等をより一層促進することができると主張した。さらに、地域を熟知した市町村が、地域の実情にあった取り組みを責任を持って実行することにより、森林・林業・山村再生が確実に実現できることを強調した。

また、他の役員からも、全国森林環境税創設の必要性とともに山村の実状や国土保全における役割等について強く訴えた。

これに対し、麻生内閣総理大臣は環境税の中に森林保全をどう位置付けるかは早急に検討しなければならぬと述べ、全国森林環境税の趣旨について一定の理解を示した。

るインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。
1、「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。
2、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。
3、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。
また、実質的に返済が不可能な「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。
5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。
6、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。
また、町村が地域に譲渡する際に支障と

なる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

39、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

40、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

MIZUHO

みずほ信託銀行

Channel to Discovery

信託のちからが、お客さまの夢をかなえます。

信託のちから、それは
お客さまから「信じて託された」大切な資産を
責任をもって管理・運用し、育てていくからです。
みずほ信託銀行は
「お客さまから最も信頼される信託銀行」をめざして
信託のちからをフルに発揮します。

ホームページ <http://www.mizuho-tb.co.jp/>

活 動

国と地方の定期意見交換会

山本全国町村会長が意見陳述



◀会議に出席した山本全国町村会長

「国と地方の意見交換会(第4回)」が11月25日に内閣総理大臣官邸で開催され、本会の山本文男会長(福岡県添田町長)をはじめ、地方六団体の代表が出席した。

政府側からは、河村内閣官房長官、鳩山総務大臣、中川財務大臣、与謝野経済財政担当大臣らが出席した。

今回の会合は5月21日につづく4回目の開催で、主に地方財政等について意見交換を行った。

会合の冒頭、河村官房長官が道路特定財源の一般財源化や定額給付金など、地方財政等に関する課題について、地方公共団体の現場の視点から率直なご意見を伺いたいと述べた後、鳩山総務大臣から、地方財政関係について①生活対策について、道路特定財源の一般財源化に際し地方へ1兆円を配分することについては、地方が比較的自由に使える形で配分すること②地方共同の金融機構の具体化に向けて、速やかに検討すること③地域活性化・生活対策臨時交付金6、000億円について、二次補正で配分できるようにすること④定額給付金について、出来るだけ幅広くシンプルな形で配れるよう実施本部を総務省に設置している等の発言があった。

次に、地方六団体を代表して麻生全国知事会長から、はじめに、麻生内閣が成立以来、地方重視の観点から諸施策を打ち出していることに謝意を示す一方、地方はこれまでの少子高齢化などに加え、景気の急速な悪化により需要の減少や雇用問題が大きな課題となってきたており、財政対策はもちろん、景気対策も含めた幅広い意見の交換を行いたいと述べた上で、税の減収分に対する的確な財政措置の実施等について要望を行った。

本会の山本会長は、「生活対策」に盛り込まれた「道路特定財源の一般財源化に際し地方に交付する1兆円」について、地方交付税として配分するよう要望、道路財源についても、基幹道路が整備されても町村道が整備されなければ町村の住民は利用できないとし、町村分の格別な配分を要望し、住宅ローン減税についても住民税で控除せず、全額国税で対応するよう求めた。また、本会が9月に取りまとめた「町村の実態に関する改善方策等について」における農林漁業対策について説明し、農林水産業は町村の基礎産業であり、これが伸びれば国全体に勢いが出てくるとし、農林水産業についての格別な配慮を要望した。

活 動

これに対し政府からは、今年度の国税5税の減収に伴う地方交付税の減収については適切な財政措置を行うとした上で、税収の偏在を解消するためにも地域間の財政格差を是正

していくことが必要であると回答があり、また、農林水産業については、麻生総理がWTOの交渉が進み農業自由化が迫る中、日本の農業をどう守っていくかが非常に重要という認

識を持っていることを紹介し、林業についても環境問題や京都議定書の関係もあり、山を見直そうという機運が高まってきていることを踏まえ、森林組合が林業労働者を確保で

きるような対策等を講じていきたいと述べ、地域が誇りと活力を持てるように地方の意見、地域の声を国の政策形成の中に乘せていきたいとの回答があつた。

自民党「総務部会・地方税財政改革PT」合同会議

山本会長が「生活対策」等について要望



△意見陳述を行う山本全国町村会長



自民党の総務部会・地方税財政改革PTは11月25日、自民党本部で合同会議を開き、全国町村会ほか地方六団体などから「生活対策」等につ

いてヒアリングを行った。本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が出席した。

山本会長は、はじめに、「生活対

策」に盛り込まれた1兆円の「地方公共団体支援策」について言及。地方財政の窮状を訴えた上で、この1兆円は「交付税の5兆円削減の復元

であるとする考えに理解を求めた。

また、道路特定財源については現行制度の維持を主張。町村部の道路整備はまだ不十分であるとして、地方道整備への支援を要請した。さらに、上記「生活対策」における地方への1兆円が道路特定財源の一般財源化に際して確保される点について触れ、「道路事業の確保」と「地方交付税1兆円の確保」とは別の問題であると強調した。

さらに、「生活支援定額給付金（仮称）」については、所得制限を設けないことが望ましいとの考えを示した上で、実際の運用にあたっては地域の実情に詳しい町村に一任すべきであるとした。

また、住宅ローン減税については、全額国税で措置するか、個人住民税においても減税を行う場合は、混乱を招かないよう減収分を国において確実に税で補てんすべきであると述べた。

活 動

「地方財政確立・分権改革推進」 全国大会を開催

地方六団体



全国町村会など地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会と地方分権推進連盟は、11月25日、東京・千代田区の憲政記念館で「地方財政確立・分権改革推進」全国大会を開催した。

今回の大会は、多くの地方で少子高齢化や世界的な景気後退に加え、三位一体の改革の際に行われた地方交付税の大幅な削減により、住民の暮らしを支えることさえ困難な状況になっていること、また、地方分権改革推進委員会から間もなく第2次勧告が行われようとしていることに鑑み、分権改革を実効性のあるものとすることを踏まえ、地方財政の確立と分権改革の実現を求めて開催したもの。

大会には全国の都道府県知事、都道府県議会議長、市長、市議会議長、町村長、町村議会議長及び関係者282名が参加した。

来賓には、松本純内閣官房副長官（麻生総理代理）、倉田雅年総務副大臣（鳩山総務大臣代理）、細田博之自民党幹事長、山口那津男公明党政務調査会長、地方分権推進連盟の特別顧問である片山虎之助氏のほか国会議員64名が臨席した。

大会では、地方財政の確立として①急激な税収の減少を補てんする確な財政措置②地方交付税の還元・増額③道路財源の一般財源化に伴う地方財源の充実・確保④地方消費税の充実を、第二期地方分権改革の推進として①大胆な地方分権勧告の実施②「仮地方行財政会議」の法律による設置を内容とする「地方財政確立・分権改革推進に関する決議」を採択、大会終了後には、地方六団体代表及び出席した首長や議員が、政府・与党や地元選出の国会議員などに対し実行運動を展開した。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
○保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

○年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン)保険期間1年
- ・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車 名	スズキ ワゴンR
型 式	MH21S
初 度 登 録	平成20年7月(新車割引あり)
年 齢 条 件	30歳以上担保
運 転 手 限 定	家族限定
共 済 (保 険) 金 額	150万円
払 込 方 法	集団扱一括払



加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
限定A(割引適用済)	—	3,960円
(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成20年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
- 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉(株)損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327